

(12) 公営企業職員の状況

① 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占め る職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度					
電気事業	2,670,961	309,437	349,148	13.1	12.0
水道事業	4,049,891	777,666	425,083	10.5	10.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
22年度						
電気事業	50	218,154	50,204	80,790	349,148	6,983
水道事業	63	268,926	60,312	95,845	425,083	6,747

(注) 職員手当には退職手当を含みません。職員数は、22年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	長野県	44.6歳	389,370円	574,158円
	団体平均	43.7歳	364,564円	567,269円
水道事業	長野県	49.3歳	378,460円	581,919円
	団体平均	45.9歳	393,335円	616,833円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長 野 県	
1人当たり平均支給額（22年度）	
電気事業	1,616千円
水道事業	1,546千円
(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.50月分	1.30月分
(1.35)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

長	野	県
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20年	23.5 月	30.55月
勤続 25年	33.5 月	41.34月
勤続 35年	47.5 月	59.28月
最高限度額	59.28月	59.28月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（3%～30%加算）	
1人あたり平均支給額		
電気事業	- 千円	27,539千円
水道事業	- 千円	26,388千円

（注）退職手当の1人あたり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

支給実績（22年度決算）		7,824千円	
支給職員1人あたり平均支給年額（22年度決算）		69,857円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%
電気事業（全県）	1.5	50	1.5
水道事業（全県）	1.5	62	1.5

エ 特殊勤務手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

支給総額（22年度決算）		千円	
	電気事業	217	
	水道事業	285	
支給職員1人あたり平均支給年額（22年度決算）		円	
	電気事業	10,825	
	水道事業	10,195	
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）		%	
	電気事業	40.0	
	水道事業	45.2	
手当の種類（手当数）		電気事業及び水道事業合計で5	
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
手 特 殊 現 場 作 業	職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		地上又は水面上5メートル以上15メートル未満の足場の不安定な箇所で行う作業	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において地下15メートル以上の縦坑（直径が15メートル未満のものに限る。）で行う作業	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)

手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価																				
特殊現場作業手当	職員	橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下2メートル以上の深所又は地面下5メートル以上の縦坑（直径が5メートル未満のものに限る。）で行う作業	1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																				
		土砂の崩落の危険がある溝、道、横坑又は斜坑の坑内で行う作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																				
		土砂の崩落の危険がある作業現場の作業等で傾斜20度以上の斜面又はその直下の足場の不安定な箇所で行うもの	1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																				
		普通高圧以上の活線作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																				
		特別高圧送電線路における特殊装柱（開閉器装着柱、分岐柱、ガントリー柱等をいう。）の活線上部作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																				
		水圧鉄管の内部作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																				
		水圧鉄管充水中の水車、ケーシング又はドラフトチューブの内部作業	1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																				
		次の範囲内で活線に接して行う作業	1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>距離区分 活線の電圧区分</th> <th>頭上</th> <th>側面</th> <th>足下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メートル以内</td> <td>メートル以内</td> <td>メートル以内</td> <td>メートル以内</td> </tr> <tr> <td>3,300ボルト以上 22,000ボルト未満</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>22,000ボルト以上 154,000ボルト未満</td> <td>0.6</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>154,000ボルト以上</td> <td>1.8</td> <td>2.5</td> <td>3.6</td> </tr> </tbody> </table>	距離区分 活線の電圧区分	頭上	側面	足下	メートル以内	メートル以内	メートル以内	メートル以内	3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8	22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2	154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6	
		距離区分 活線の電圧区分	頭上	側面	足下																		
		メートル以内	メートル以内	メートル以内	メートル以内																		
		3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8																		
		22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2																		
		154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6																		
		電気工作物に係る次に掲げる作業で著しく危険なもの （1）送電線路補修作業 （2）外線作業 （3）主要機器の分解補修及び据付けの作業 （4）屋外鉄構の組立て又は架線の作業	1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																				
		大規模なダム建設工事現場（当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。）で行う作業	1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																				
重大な災害の発生した現場等で行う水防、消防、救助等の作業	1日につき600円（2時間未満の場合360円）。この場合において、作業が日没から日の出までの間（以下「夜間」という。）に行われるときは900円（2時間未満の場合540円）																						
重大な災害の発生した現場等で行う巡回監視、避難誘導又は広報宣伝の作業	1日につき400円（2時間未満の場合240円）。この場合において、作業が夜間に行われるときは600円（2時間未満の場合360円）																						
道路における上水道の漏水調査、導管の敷設等の作業で、午後8時から翌日の午前6時までの間において行うもの又は交通が頻繁な道路若しくは混雑する道路において交通を遮断することなく行うもの	1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																						
洪水警戒体制中において行うダム管理の作業又は大雨、雷雨、強風等の悪天候下の屋外において行う水門管理の作業	1日につき300円 （2時間未満の場合180円）																						
ダムにおいて行う12月1日から翌年の3月31日までの間の屋外又はダム本体内における計器の点検、整備、調査及び測定の作業	1日につき300円 （2時間未満の場合180円）																						
ダム湖において行う流木等の除去のための船上作業	1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																						
発電機の運転に伴い発生する騒音が90デシベル以上である当該発電機の周辺において行う当該運転中の発電機の主軸の点検その他の作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																						

手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
取水口危険作業手当	職員	発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の導水管内で行う作業	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の取水門において行うごみ除去の作業	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		送水管、導水管等の敷設作業で有毒ガスの充満又は酸素の欠乏するおそれのある管路の内部において行うもの	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
有害物取扱	職員	有害ガスの発生を伴う実験等の作業又は有毒ガスの漏れるおそれの著しい危険な機器の取扱作業若しくは作業中有毒ガスの漏れた場合において行う必要な緊急処置で著しく危険な作業	1日につき300円 (4時間未満の場合180円)
用地交渉手当	職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において次に掲げる者以外の権利者を行う交渉 (1) 国、地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫、特別の法律により設立された法人のうち国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2に規定するものその他これらに準ずるもの (2) 土地、物件又はこれらに関する権利の譲渡を申し出たもの	1日につき700円(2時間未満の場合560円)。この場合において、交渉が午後7時以後に及ぶときは1,100円(2時間未満の場合960円)
浄水検査	職員	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所に勤務し、浄水の最終検査に従事することを常例とする職員が行う当該検査	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	千円
電気事業	12,710
水道事業	21,368
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	千円
電気事業	254
水道事業	345
支給実績(21年度決算)	千円
電気事業	10,801
水道事業	18,482
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	千円
電気事業	216
水道事業	298

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価		一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (22 年度決算) 千円	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算) 円
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。		同じ	—	千円	円
	区分	手当の額				
	配偶者	13,000円				
	子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障害者	1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合はそのうち1人については11,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。			電気事業 11,940 水道事業 10,614	電気事業 284,286 水道事業 265,338
住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する職員に対し支給。		同じ	—	千円	円
	区分	手当の額				
	借家等	[家賃月23,000円以下] 支給額＝家賃相当額－10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額＝12,500円＋（家賃相当額－23,000円）×1/2 （最高支給限度額：27,000円）				
	別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額				
	自宅居住者	3,500円				
	別居する配偶者のための自宅	1,750円			電気事業 2,995 水道事業 1,892	電気事業 115,173 水道事業 47,300

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)	
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。	同じ	—	千円	円	
	区分			手当の額	電気事業 6,958	電気事業 151,253
	交通機関利用者			6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額。	水道事業 9,493	水道事業 160,909
交通用具使用者	使用距離に応じて2,440円～37,920円。（自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）					
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は23,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ6,000円～12,000円を加算。	同じ	—	千円	円	
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。	同じ	—	千円	円	
	区分			手当の額 (勤務1回につき)	電気事業 17	電気事業 4,200
	一般の宿日直			4,200円	水道事業 29	水道事業 4,200
管理職員特別勤務手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職手当の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内（勤務が6時間を超える場合には18,000円以内）の額とする。	同じ	—	千円	円	
				電気事業 —	電気事業 —	
				水道事業 —	水道事業 —	

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)										
管理職手当	<p>管理・監督の地位にある職員のうち、管理者が指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>94,800円～130,700円</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>59,000円～80,700円</td> </tr> </tbody> </table>	職	支給額	部長級	94,800円～130,700円	課長級	59,000円～80,700円	同じ	—	千円 電気事業 6,229 水道事業 5,754	円 電気事業 889,814 水道事業 959,067				
職	支給額														
部長級	94,800円～130,700円														
課長級	59,000円～80,700円														
寒冷地手当	<p>条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じて支給。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円	同じ	—	千円 電気事業 4,103 水道事業 4,424	円 電気事業 82,068 水道事業 73,735
世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員												
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員													
月額	17,800円	10,200円	7,360円												
特勤勤務手当	<p>生活の著しく不便な山間地に所在する現地機関等として管理者が指定するものに勤務する職員に対して、給料月額に1/100の支給割合を乗じて得た額を支給。</p>	同じ	—	千円 電気事業 154	円 電気事業 38,490										
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。</p>	同じ	—	千円 水道事業 1,825	円 水道事業 228,071										

8 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の日程（平成22年度）

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	行政	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人 ②平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成23年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月27日 長野市 松本市	第1回：7月13日 第2回： 7月22日～8月2日 第3回： 8月17日～8月24日 長野市	9月1日
	社会福祉	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。①昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人 ②平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成23年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人（平成23年3月31日までに当該資格を取得する見込みの人を含む。）			
	心理	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人 ②平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成23年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	機械	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人 ②平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成23年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月27日 長野市 松本市	第1回：7月13日 第2回： 7月22日～8月2日 第3回： 8月17日～8月24日 長野市	9月1日
	化学	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人 ②平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成23年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	農業	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人 ②平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成23年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	水産	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人 ②平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成23年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	総合土木	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人 ②平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成23年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月27日 長野市 松本市	第1回：7月13日 第2回： 7月22日～8月2日 第3回： 8月17日～8月24日 長野市	9月1日
	建築	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人 ②平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成23年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	林業	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人 ②平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成23年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	薬剤師	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。①昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人 ②平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成23年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤薬剤師の免許を有する人(平成23年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	保健師	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。①昭和50年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人 ②平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成23年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤保健師の免許を有する人(平成23年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)	6月27日 長野市 松本市	第1回：7月13日 第2回： 7月22日～8月2日 第3回： 8月17日～8月24日 長野市	9月1日
	管理栄養士	(実施なし)			
長野県職員採用中級試験 (短大卒業程度)	臨床検査技師	次のすべてを満たす人 ①昭和50年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人 ②臨床検査技師の免許を有する人又は平成23年の春までに取得見込みの人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月26日 長野市 松本市	第1回：10月13日 第2回：10月27日 長野市	11月17日

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用初級試験 (高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人 ①平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月26日 長野市 松本市	10月27日 長野市	11月17日
	農業	次のすべてを満たす人 ①平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	総合土木	次のすべてを満たす人 ①平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	林業	次のすべてを満たす人 ①平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察職員採用上級試験 (大学卒業程度)	行政	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人 ②平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成23年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月27日 長野市 松本市	第1回：7月14日 第2回：7月21日 長野市	8月19日
	鑑識法医	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人 ②平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成23年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県警察職員採用初級試験 (高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人 ①平成元年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月26日 長野市 松本市	10月29日 長野市	11月16日
長野県警察官採用試験 (A・平成22年10月採用)	男性	次のすべてを満たす人 ①昭和55年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成22年9月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	5月9日 長野市 松本市 東京都	6月10日～6月17日 長野市	7月8日
	女性	次のすべてを満たす人 ①昭和55年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成22年9月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察官採用試験（A・平成23年4月採用第1回）	男性	次のすべてを満たす人 ①昭和55年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成23年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	5月9日 長野市 松本市 東京都	6月10日～6月17日 長野市	7月8日
	女性	次のすべてを満たす人 ①昭和55年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成23年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県警察官採用試験（A・平成23年4月採用第2回）	男性	次のすべてを満たす人 ①昭和55年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成23年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	7月11日 長野市 松本市	8月25日～8月27日 長野市	9月16日
	女性	次のすべてを満たす人 ①昭和55年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成23年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県警察官採用試験（B）	男性	次のすべてを満たす人 ①昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成23年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月19日 長野市 塩尻市	10月20日～10月22日 長野市	11月16日
	女性	次のすべてを満たす人 ①昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成23年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県市町村立小中学校栄養 職員採用試験	学校栄養	次のすべてを満たす人 ① 昭和50年4月2日から平成 3年4月1日までに生まれ た人 ②栄養士の免許を有 する人又は平成23年3月31 日までに取得見込みの人 ③地方公務員法第16条に規 定する欠格条項に該当しな い人	9月26日 長野市 松本市	第1回：10月13日 第2回： 10月26日～10月29日 長野市	11月17日
長野県市町村立小中学校事務 職員採用試験	小中事務	次のすべてを満たす人 ① 昭和50年4月2日から平成 5年4月1日までに生まれ た人 ②日本国籍を有する 人 ③地方公務員法第16条 に規定する欠格条項に該当 しない人	9月26日 長野市 松本市	第1回：10月13日 第2回： 10月26日～10月29日 長野市	11月17日

(2) 採用試験の実施状況（平成22年度）

試験の名称	試験区分	採用 予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次試験 受験者数 (人) A	1次試験 合格者数 (人)	2次試験 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (%) A/B
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	行政	90名 程度	1,017	794	151	135	85	9.3
	社会 福祉	若干名	36	31	7	7	4	7.8
	心理	若干名	34	30	4	4	2	15.0
	機械	5名 程度	55	38	11	10	5	7.6
	化学	5名 程度	73	55	11	11	7	7.9
	農業	15名 程度	90	75	27	23	16	4.7
	水産	若干名	21	15	4	4	2	7.5
	総合 土木	10名 程度	74	50	17	16	11	4.5
	建築	5名 程度	36	27	10	10	6	4.5
	林業	若干名	27	16	3	3	2	8.0
	薬剤師	若干名	20	11	4	4	3	3.7
	保健師	5名 程度	28	27	11	10	7	3.9
	管理 栄養士	未実施	—	—	—	—	—	—
長野県職員採用中級試験 (短大卒業程度)	臨床検 査技師	若干名	16	12	4	4	2	6.0
長野県職員採用初級試験 (高校卒業程度)	行政	10名 程度	148	134	16	15	9	14.9
	農業	若干名	8	7	3	3	1	7.0
	総合 土木	若干名	10	10	4	4	3	3.3
	林業	若干名	8	7	3	3	2	3.5
長野県警察職員採用上級試験 (大学卒業程度)	行政	9名 程度	166	123	37	33	7	17.6
	鑑識 法医	若干名	58	48	9	7	2	24.0

試験の名称	試験区分	採用 予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次試験 受験者数 (人) A	1次試験 合格者数 (人)	2次試験 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (%) A/B
長野県警察職員採用初級試験 (高校卒業程度)	行政	若干名	116	103	16	13	3	34.3
長野県警察官採用試験 (A・ 第1回)	男性	100名 程度	634	504	363	310	123	4.1
	女性	10名 程度	115	93	40	38	13	7.2
長野県警察官採用試験 (A・ 第2回)	男性	35名 程度	673	426	160	128	37	11.5
	女性	若干名	135	87	16	12	4	21.8
長野県警察官採用試験 (B)	男性	35名 程度	409	311	141	131	30	10.4
	女性	若干名	93	79	20	20	5	15.8
長野県市町村立小中学校栄養 職員採用試験	学校 栄養	5名 程度	87	75	13	9	7	10.7
長野県市町村立小中学校事務 職員採用試験	小中 事務	15名 程度	587	464	29	25	14	33.1

(3) 採用選考の実施状況（平成22年度）

① 民間企業等職務経験者を対象とした選考考査

未実施

② 身体障害者を対象とする選考考査

職 種	勤務予定地	採 用 予 定 者 数 (人)	申 込 者 数 (人)	受 験 者 数 (人) A	合 格 者 数 (人) B	競 争 倍 率 (%) A/B
行政	東北信地区の地方事務所等の現地機関	若干名	15	13	3	4.3
小中事務	長野市内の小中学校 飯田市内の小中学校	1名 1名	15	13	2	6.5

③ 技能労務職員採用選考考査

未実施

④ 技能労務に従事する職員をもって充てる一般事務職員等採用選考考査

職 種	受 験 者 数 (人) A	合 格 者 数 (人) B	合 格 率 (%) B/A
県職員 (一般事務・技術職員)	108	70	64.8
警察職員 (一般事務)	2	2	100.0

⑤ 県職員（ヘリコプター整備士）採用選考考査

職 種	受 験 者 数 (人) A	合 格 者 数 (人) B	合 格 率 (%) B/A
ヘリコプター整備士	1	1	100.0

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（平成22年）

第1 職員の給与

1 本年の給与の改定

(1) 職員給与と民間給与の比較

ア 月例給

比較職員と民間（企業規模50人以上）従業員の本年4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職、年齢、学歴を同じくする者同士を比較した結果は、下表のとおりです。

民間従業員の給与 (A)	比較職員給与 (B)	較 差 (C)=(A)-(B) (C/B×100)
393,455 円	394,209 円	△754 円 (△0.19%)

イ 特別給

民間において、昨年8月から本年7月までの1年間に支払われたボーナスと、本年の職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を比較した結果は、下表のとおりです。

民間支給月数 (A)	職員支給月数 (B)	較 差 (A)-(B)
3.78 月分	3.80 月分	△0.02 月分

(2) 給与改定の内容

ア 民間給与との較差（マイナス）を解消するため、月例給を引下げ

(ア) 55歳を超える職員（行政職給料表5級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く。）について、給料及び給料の特別調整額の支給額を一定率で減額（△0.5%）

※ 医療職給料表(1)等については、この措置は行わない。

(イ) 給料表

中高齢層（概ね40歳台以上）が受ける給料月額に限定して引下げ（ただし、医療職給料表(1)等は除く。）〔行政職給料表の平均改定率 △0.1%〕

※ 給与構造改革による給料表の引下げに伴う経過措置額についても、本年の給料表の改定率等を踏まえて引下げ

イ 期末・勤勉手当

民間の支給月数と概ね均衡しているため、改定を行わない。

ウ 住居手当

自宅に係る住居手当（月額3,500円。単身赴任者の配偶者が居住する場合は月額1,750円）を廃止

エ 超過勤務手当

民間企業の実態を踏まえ、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとする。

オ 実施時期

この勧告を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（ウの住居手当、エの超過勤務手当については、平成23年4月1日）

なお、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消し、年間給与で公務と民間との均衡を図るため、4月の給与に調整率（△0.22%）（注）を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整（引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員を対象）

（注）引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員によって行政職給料表適用職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率

2 給与構造改革

給与構造改革として当初予定していた施策の導入・実施が本年度で終了となります。人事院は、平成23年4月にかけて経過措置が解消されることに伴って生ずる制度改正原資を用いて、同年4月に若年・中堅層にこれまで抑制してきた昇給を1号俸回復する旨勧告しています。本県においてもこれに準じた措置を行うことが適当です。

第2 人事管理に関する課題

高齢期の雇用問題

人事院は、定年延長に向けた制度見直しの骨格を示し、本年中を目途に具体的な立法措置のための意見の申出を行うこととしています。地方公務員については、国家公務員の定年制度等を参考に制度改正がなされることとなるため、国の動向を注視しながら、本県の実情を踏まえて検討を進めていく必要があります。

10 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成22年度）

区分	平成21年度末 (22. 3. 31) 係属件数	平成22年度						平成22年度末 (23. 3. 31) 係属件数
		新規 請求 件数	処理件数					
			判定			却下	取下げ	
			全部 容認	一部 容認	全部 否認			
給 与	0	0	0	0	0	0	0	0
旅 費	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0
転 任	0	0	0	0	0	0	0	0
任 用	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

11 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成22年度）

区分	平成21年度末 (22. 3. 31) 係属件数	平成22年度						平成22年度末 (23. 3. 31) 係属件数	
		新規 請求 件数	処理件数						
			判定			却下	取下げ		
			処分 承認	処分 修正	処分 取消				
分限処分	免 職	2	0	0	0	0	0	0	2
	休 職	0	0	0	0	0	0	0	0
	降 任	1	0	0	0	0	0	0	1
懲戒処分	免 職	1	2	1	0	0	0	1	1
	停 職	0	0	0	0	0	0	0	0
	減 給	0	0	0	0	0	0	0	0
	戒 告	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	4	2	1	0	0	0	1	4	